

三田市定期巡回・随時対応型訪問介護看護
整備・運営事業者

募 集 要 項

令和4年6月
三田市

1 募集の趣旨

三田市では、介護が必要となった高齢者が住み慣れた地域、環境で安心して暮らせるよう「第8期三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「第8期計画」という。）」に基づき、地域密着型サービス事業所の整備を予定しています。

本公募は、サービス事業者の指定を公正かつ円滑に進めるために行うものであり、指定に先立ち希望する事業者を募り、指定候補事業者を選定するものです。

2 地域密着型サービス基盤整備の方針

- (1) 三田市の第8期計画に沿っているとともに、地域における高齢者の在宅生活を支える介護サービスを提供できる事業所を運営することが期待される応募事業者を選定するものとします。
- (2) 事業を運営する法人は、役員等が福祉の増進に対して熱意と知識・経験を有し、健全な法人・事業運営が確実な計画を有する応募事業者を選定するものとします。
- (3) 法人経営の安定性、地域福祉への貢献度、期待されるサービスの質、事業所の立地、事業の推進体制など多角的な視点から検討・審査し、長期的に安定した運営が見込まれる応募事業者を選定するものとします。

3 募集する地域密着型サービスの種類等

今回募集する地域密着型サービスの種類等は、次のとおりです。

種 類	整備数	対象圏域
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	三田市内全域

4 事業者の応募資格

応募可能な事業者は、次の要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 介護保険法第78条の2第4項各号及び同法第115条の12第2項各号に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく整理手続き中の法人でないこと。
- (5) 公租公課に滞納がない法人であること。
- (6) 所管庁の監査、指導検査において重大な指摘を受けていないこと。
- (7) 三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第9号）第2条第1号で規定する暴力団、同条第2号で規定する暴力団員又は同条第3号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

- (8) 応募時点で3年以上の介護保険法の規定に基づく居宅サービス(福祉用具貸与、特定福祉用具販売に係る事業を除く。)、施設サービス、又は地域密着型サービスの提供実績があること。

5 施設整備及び事業実施の留意事項

- (1) 原則令和5年3月31日までに事業所の整備を完了すること。
ただし、地域介護拠点整備補助金を活用する場合は、兵庫県の内示後(例年12月上旬頃)に入札の公告を実施し、工事請負業者を決定すること。入札の事前準備は内示前でも可。事業所の整備が令和5年度末までに完了しない場合は介護保険課に事前に報告すること。
- (2) 以下の関係法令等を遵守すること。
- ア 施設建設
- ・都市計画法(昭和43年法律第100号)
 - ・建築基準法(昭和25年法律第210号)
 - ・消防法(昭和23年法律第186号)
 - ・兵庫県福祉のまちづくり条例(平成4年条例第37号)
 - ・その他関係法令及び条例
- イ 施設の整備等
- ・老人福祉法(昭和38年法律第133号)
 - ・社会福祉法(昭和26年法律第45号)
 - ・介護保険法(平成9年法律第123号)
 - ・三田市指定地域密着サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第55号)
 - ・三田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年条例第56号)
 - ・その他関係法令及び条例
- (3) 整備予定地は市内の市街化区域(工業専用区域は除く)内とすること。
ただし、他の事業所と共用で事業所を設置する場合で、関係機関との協議により共用が認められる場合は市街化区域内であることは問わない。その際、関係機関との協議概要を報告すること。
- (4) 土地利用や建築行為に関する規制等に関しては、用途地域、地区計画、景観計画など都市計画上の制限が掛かる場合があるので、関係機関と事前協議を行い、その概要を報告すること。
なお、開発許可申請、建築確認申請など具体的な法的手続きは、本募集への応募申し込み時点では不要とする。
- (5) 防火管理対策及びこれに係る消防用設備の設置については、消防法等の関係法令を遵守するとともに、消防本部と協議しその指示に従うこと。

- (6) 整備予定地が、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条で定められた急傾斜地崩壊危険区域に指定されていないこと。
- (7) 整備予定地が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条で定められた土砂災害警戒区域に指定されていないこと。
- (8) 整備予定地は、事業の継続性(利用者へのサービス提供の継続性)が十分確保され、かつ、賃借物件を利用して実施する場合にあっては、土地・建物ともに長期(原則として10年以上)にわたる契約がなされるものであること。
- (9) 応募申し込み後の整備予定地の変更は認められないこと。
- (10) 地域密着型サービスの運営にあたっては、地域との交流・理解・協力が不可欠であるため、開設までに地元自治会、近隣住民に対して十分な説明を行うとともに、意見や要望に対して誠意をもって対応すること。
- (11) 応募した事業者が自ら施設を開設し、指定を受けること。

6 公募選定の日程

期 間	内 容
令和4年6月13日(月)	市ホームページ掲載 募集要項等配布開始
令和4年6月13日(月) ～7月29日(金)	公募に係る質問受付
令和4年8月8日(月)	公募に係る質問に対する回答 (市ホームページ掲載)
令和4年8月9日(火) ～8月31日(水)	応募受付
令和4年9月中旬	第一次選考(書類審査)
令和4年10月上旬	第二次選考(書類審査・プレゼンテーション審査)
令和4年10月下旬	候補事業者決定 結果通知

※ 日程については、変更になる場合があります。

7 質疑及び回答

- (1) 質問方法 EメールもしくはFAXで行ってください。
なお、様式については「質問書(様式第13号)」に準じてください。
- (2) 受付期間 令和4年6月13日(月)～7月29日(金) 17:30まで
- (3) 回答方法 令和4年8月8日(月)に市ホームページにて公開します。
- (4) 質問内容 以下の内容については、お答えできませんのでご注意ください。
① 選考基準に関すること ② 他の応募者に関すること

8 応募方法

本募集に申し込みをされる事業者は、次により必要書類を提出してください。

- (1) 受付期間 令和4年8月9日(火)～8月31日(水)
 なお、受付時間は、土日祝日を除く9:00～17:30です。
- (2) 提出先 三田市役所 介護保険課 認定給付係(本庁舎1階)
 〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号
 電話：079-559-5078(直通)
 ※ 提出は、事前連絡の上、必ず持参による提出をお願いします。
 郵送、時間外及び受付期間外の提出は受付しません。

(3) 提出書類

提出書類は以下のとおりです。

なお、募集要項及び様式等は、以下のいずれかの方法で入手できます。

- ①三田市役所本庁1階の介護保険課窓口にて配布。
 ②市ホームページ(「トップページ」⇒「健康福祉」⇒「福祉」⇒「介護保険」
 ⇒「介護事業者向け」⇒「定期巡回・随時対応型訪問介護看護運営事業者
 の募集(令和4年度)」)からダウンロード。

No.	提出書類名	様式
	提出書類一覧	—
1	応募申込書	様式1
2	誓約書	様式2
3	事業所整備計画書	様式3-1
4	法人の沿革	様式3-2
5	法人登記簿謄本	—
6	法人定款	—
7	法人代表者印の印鑑証明書	—
8	代表者経歴書	様式4
9	役員(予定)構成	様式5
10	事業報告書	—
11	決算報告書	—
12	勘定科目内訳明細書	—
13	法人税確定申告書別表1及び4	—
14	関連当事者との取引一覧	—
15	財産目録	—
16	監査報告書	—

17	国税(法人税、消費税及び地方消費税)に関する納税証明書	—
18	市税(法人市民税、固定資産税、市県民税)に関する納税証明書	—
19	実施予定事業の定員等の計画	様式6
20	事業計画提案書	様式7
21	事業開設スケジュール	様式8
22	資金計画書	様式9
23	収支シミュレーション(5年間)	様式10
24	整備予定地や物件等の権利関係が確認できる書類	—
25	基本計画図面	—
26	整備予定地等の概況写真	—
27	整備予定地に関する事前協議報告書	様式11
28	近隣説明状況報告書	様式12
29	その他	—

※様式の記載がないものは、任意様式にてご提出ください。

※上記のほか、市が必要とする書類の提出を求めることがあります。

(4) 提出書類に関する注意事項

応募書類の提出にあたっては、エクセルデータ「応募書類関係様式」の「3. 書類の綴じ方」を参照してください。

原則、資料はA4サイズとしてください。もし、図面等でA3となる場合は折り畳んでください。

また、書類の提出部数については以下のとおりとしてください。

原本：1部 + ○写し：2部 = 計各3部

※ 第一次選考後に、第二次選考用として追加が必要となります。

その場合は、電話又は文書にて連絡いたします。

9 応募手続きに係る留意事項

- (1) 提出書類は、不備・不足等の有無にかかわらず受理いたしますが、受付期間内に提出書類がすべて整わない場合や本市から別に期間を定めて行う応募資料の補正や追加に応じられない場合は、応募を辞退したものとして処理します。
また、明らかな過誤や軽微な修正を除き、内容の変更は認めません。
- (2) 今回提出された一切の応募資料作成に係る費用は、応募事業者の負担とします。
- (3) 提出された書類の著作権は、応募事業者に帰属します。ただし、市が必要と判断した場合には、書類の内容を無償で使用できるものとします。なお、提出さ

れた書類は、理由の如何を問わず返却しません。

- (4) 提出された書類の内容を確認するため、関係機関に照会する場合がありますので、ご了承ください。
- (5) 応募後に応募を辞退される場合は、「応募申込辞退届出書（様式第14号）」を提出するとともに、本市の指示に従ってください。また、応募辞退後は、いかなる理由があっても募集期間内の再応募は認めません。

10 応募の無効

応募した法人が次の事項のいずれかに該当した場合には、その応募を無効とし、選考の対象から除外するものとします。

- (1) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (2) 応募した法人の役員又は職員若しくはその関係者が、本市の職員に選定内容の採否に係る直接的又は間接的な働きかけを行った場合
- (3) 本要項に違反又は逸脱した場合

11 指定候補事業者の選考方法

応募受付後、指定候補事業者の選定は、以下のとおり行います。

- (1) 指定候補事業者の決定は、市及び三田市介護保険施設等事業者選考委員会（以下「委員会」という。）による審査を経て、市長が決定します。
- (2) 審査方法

	審査方法	主な審査項目	審査主体
第一次選考	書類審査、ヒアリング、整備予定地の視察	応募要件・事業実施条件の適否、関係法令等の適否、市計画・方針との整合性、事業実施の確実性等	三田市
第二次選考	書類審査、プレゼンテーション、ヒアリング	事業に対する法人の意欲・実績、堅実なサービス提供体制、サービスの質の向上の取り組み、地域貢献への期待度、法人経営・施設運営の安定性	委員会

(3) 選定に係る審査項目

No.	審査項目		着眼点
1	法人体制・組織運営	資格要件、事業・経営理念	資格要件、事業・経営理念、動機・目的
		経営状況	安定性、収益性、効率性、成長性、継続性
		透明性、公平性・法令遵守	自己・外部評価、情報公開、法令・省令・基準等に対する理解・遵守、個人情報保護・守秘義務、利用料金、実地指導・行政処分・改善状況関係
		運営実績	介護保険サービスの適格性（経験・実績・実力等）、介護保険サービスの実績
2	事業運営	運営	定員、職員配置、サービスの質向上、資金・収支、その他（先進的な取組・独自性・強味、意欲、周知・発信への取組）
		利用者対応	目指しているサービス提供のあり方、自立支援・認知症高齢者ケア、苦情等対応、身体拘束、虐待、人格尊重・尊厳保持、健康管理・身体機能回復・重度化対応（看取り含む）
		管理	防災・災害時・緊急時・事故・衛生・感染症の対策・対応、記録・保存
3	土地・建物等		都市計画・法令との整合性、立地条件、立地の特徴、建物の安全性・利便性・工夫・配慮、開設スケジュール、権利関係、長期安定運営の担保
4	連携・協力		協力医療機関等との連携・協力、近隣住民・関係団体との連携・協力、行政等との連携、運営推進会議の設置・開催、家族との連携・協力・支援
5	職員		職員体制（兼務・夜勤等）、人材確保、地域雇用、職員研修、資格取得、接遇向上、職場環境、処遇改善、定着率向上

(4) 応募の事業計画が市の計画、法令、基準等に適合せず、具体的な改善が見込めない場合、事業計画に重大な課題があり実行性に疑義がある場合、安定的に質の高いサービス提供が見込めない場合は、第一次選考において不合格となります。

(5) 第二次選考において、点数の最上位者（同点の場合は委員会にて協議、点数の下限あり）を指定候補事業者の最適者として、次順位の者を補欠事業者として選定します。

なお、指定候補事業者として選定された事業者が、決定後1ヶ月以内に辞退した場合は、補欠事業者を指定候補事業者として繰り上げます。

(6) 応募がない場合及び指定候補事業者が決定しなかった場合は、再度募集を行う場合があります。

1 2 選考結果通知

委員会による選考があった後、速やかに、応募したすべての事業者に対し個別に文書で結果を通知し、併せて市のホームページで公表します。(電話等での問い合わせには応じません。)

1 3 注意事項

- (1) 応募資料は、審査・選考後においても返却いたしません。
- (2) 今回提出された一切の応募資料作成に係る経費は、応募法人の負担とします。
- (3) 選考の結果について、市及び三田市介護保険施設等事業者選考委員会は一切の異議申し立てには応じません。
- (4) 本整備計画における土地（建物）権利者または地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募者の責任に帰する事項であり市はその責任を負いません。また、求償権等の行使についても同様です。
- (5) 指定候補事業者として指定された後に、県及び市との協議のうえ事業計画を変更していただく場合があります。

1 4 施設の整備・開設準備に対する補助

(1) 地域介護拠点整備補助事業

補助種目	補助上限額（※）	補助対象経費
地域密着型サービス施設等の整備	5, 9 4 0 千円	施設の整備に必要な工事費・工事事務費
介護施設等の施設開設準備経費	1 4, 0 0 0 千円	施設等の開設前に必要な以下の経費 ①開設前6か月間に実施する看護・介護職員の訓練等のために雇用する経費 ②開設のための普及啓発（地域住民への説明会等の開催、利用希望者等への施設概要の説明）に要する経費 ③職員の募集に要する経費 ④開設に当たっての周知、広報に要する経費 ⑤開設準備事務（会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成）に要する経費 ⑥その他開設の準備に必要な経費

※ 金額補助上限額は現時点の要綱に基づくものであり、変更となる場合があります。

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者支援事業(令和4年度新規予定)

補助種目	補助上限額	補助対象経費
人件費助成	単独事業所：11,448千円 特養・老健併設：10,494千円 サ高住・有料併設：5,724千円	定期巡回・随時対応型訪問介護看護に必要な人件費等 ※事業者が指定日の属する月から起算して1年を経過する月までで、月末時点の利用者数が21人未満の月に支出した人件費から定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る介護報酬収入及び利用者収入を差し引いた額の合計額 ※合計額が当該年度で基準額に満たない場合は、次年度と通算
賃借料助成	2,520千円	開設から3年間(36ヶ月分)を限度とし、開設に必要な事務所に係る当該年度分賃借料 補助対象上限額3,780千円(うち2/3補助)

※ 本事業は、令和4年度に新規整備予定の事業であり、補助内容が変更となる場合があります。

(3) 注意事項

- 指定候補事業者に選定されたとしても、必ず補助金の交付が受けられるものではありません。補助金が不交付となることも念頭に検討を進めてください。
- 上記の補助事業は兵庫県の補助金を財源とし実施するものです。事業実施の開始は兵庫県の内示後となりますのでご注意ください。
- 補助を受ける場合は、市の取り扱いに準拠し、一般競争入札による選定や公共工事に準じた施工管理等を実施する必要があります。
- その他、必要な事項は市介護保険課にお問い合わせください。

【提出先・問い合わせ先】

三田市役所 介護保険課 認定給付係
 〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号
 TEL：079-559-5078 FAX：079-563-1447
 E-mail：kaigo_u@city.sanda.lg.jp